

燃えないごみの収集日(月1回)

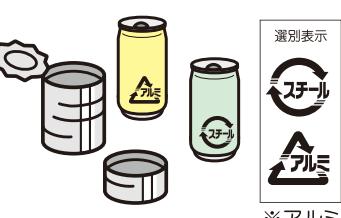
北小校区 (更屋敷を除く)	神小校区 (下宮・福井・新和・川西・前田を除く)	下小校区 (下宮・福井・新和・前田を含む)	南小校区 (川西・前田・更屋敷を含む)
第1水曜日	第2水曜日	第3水曜日	第4水曜日

・小型雑類ごみは、材質ごとに決められたコンテナに入れてください。正しく分別されていないと、積載作業時に作業員の事故につながる場合があります。また、コンテナには、作業員が持てる程度の重さに余裕をもって入れてください。

出すときの注意

金属(缶)類

スプレー缶は、充填物のない状態にしてください。取扱説明に従い処理してください。また、缶の中にはタバコやごみなどの異物を入れないでください。

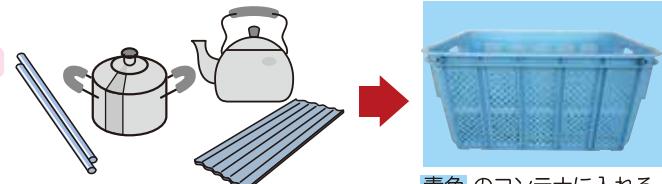


金属雑類

ナベ・ヤカン・針鉄・パイプ・金属トタンなど缶以外の金属製品

※金属トタンなどは、できるだけ小さく折りまとめて出してください。

※金属パイプは、1m程度に揃えて出してください。



小型
雑
類
ご
み

プラスチック雑類又は金属などの混合雑類

玩具・バケツなどその他のプラスチック製品

金属・プラスチックなどの複数の材質による小型家電や混合物

※ビニールホースなどは、50cm以下に細かく切断してからまとめて出してください。

※ビデオテープなどは、ばらさずに段ボール箱等に入れて分別してください。



ガラス雑類

コップ・耐熱ガラス・板ガラス・鏡などのガラス製品

※必ず「プラスチック雑類又は金属などの混合雑類」とは、混ざらないように分別してください。

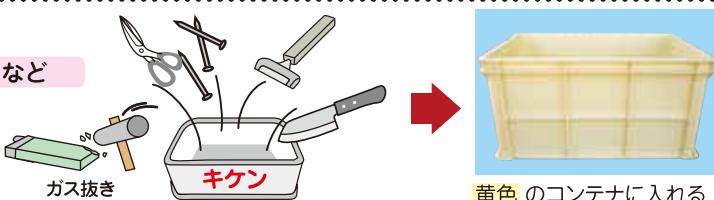


刃物などの危険ごみ

包丁・ハサミ・ヒゲソリなどの刃物類と釘・針・ガスライターなど

※鉄やガラスなどの材質や種類ごとにまとめて、空き缶などの丈夫な容器に入れ、「キケン」と記入して出してください。

※ガスライターは、ガス抜きをした後、ハンマー等で角を割ってください。



燃えないごみの分別方法

ごみを出す場合は、そのごみの材質の半分以上を占める種類に分別してから出してください。

燃えないごみ(各種雑類)

金属:プラスチックの割合が6:4なら

割合の多い方へ
金属雑類

ナベ・ヤカン・針金・パイプ・金属製トタンなど缶以外の金属製品



金属:プラスチックの割合が4:6なら

割合の多い方へ
プラスチック雑類または金属などの混合雑類

プラスチック製の容器や製品、炊飯器や電気ポットなどの小型家電製品や傘などの混合物



家電製品の場合は、大きさや重さなどで分別してください。

片手で持てる程度の
小型家電製品

「プラスチック雑類」へ

電話機・電卓・電気ポット・ドライヤーなど
●それ以外のものは「粗大ごみ」の日に出してください。



注)※スーパーなどのレジ袋や肥料袋に入れて出さないで、必ず材質の種類ごとに分別し、決められたコンテナに入れてください。

※コンテナの隙間からこぼれるような細かいごみ(破片など)の場合のみ、丈夫な袋に詰めてからコンテナに入れてください。